

広島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道志路原大朝線	山県郡北広島町志路原字平家一〇三二二番地先から 山県郡北広島町志路原字平家一〇三二二番地先まで 山県郡北広島町志路原字平家一〇三二七番二地先から 山県郡北広島町志路原字平家一〇三二九番二地先まで	令和三年三月二十五日